

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第532号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行情）答申第433号）

事件名：特定個人の労災請求に係る特定の処分について署名押印をした国家公務員の官職氏名が記載された文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年5月30日付け新労発基0530第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 処分庁は、原処分（資料1）において、法について、恣意的な運用を行って、行政文書を、不当に隠ぺいしていることが、自然な事案が判明された。

塩崎国務大臣の分担管理の厚生労働省において、（資料1）の、行政文書開示請求書の写し（資料4）①から、厚生労働省職員の職務権限の行政文書から、（同盟国の米国の米軍の）「名誉ある撤退」とは「同意」として、解釈されて、運用等の、行政文書が判明された。

塩崎国務大臣の分担管理の厚生労働省において、（同盟国の米国の米軍の）「名誉ある撤退」とは「同意」として、解釈されており、運用等の行政文書とは、日本国の行政機関の厚生労働省の職員が、職務上に作成したもので、かつ、厚生労働省の職員が組織的に用いるもので、厚生労働省の職員の共用の文書である。

国民から、塩崎国務大臣は、厚生労働省の行政文書から、（同盟国

の米国の米軍の)「名誉ある撤退」とは「同意」として、解釈されており、運用等の厚生労働省を分担管理していることから、その解釈、運用等、また監督責任等は、当然に、安倍内閣の、塩崎恭久国務大臣の職務にあるとされて、自然である。

このように、厚生労働省において、(同盟国の米国の米軍の)「名誉ある撤退」とは「同意」として、解釈されており、運用等の行政文書のほか、数多くの行政文書が、行政文書不開示決定通知書(資料1)となった。

「2 不開示とした理由」から、【～法5条1号に規定された不開示情報～法8条の規定～不開示とした】として、処分庁は、法5条1号、8条の恣意的な運用等を行って、数多くの行政文書を、不当に隠ぺいしている。

法5条1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名～その他記述等により特定の個人を識別することができるもの～又は～公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ～ただし～除く～法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とされている。

また8条は、「～行政文書が存在しているか否か～不開示情報を開示～当該行政文書の存否を明らかにしない～できる」とされている。

しかしながら、塩崎国務大臣の分担管理の厚生労働省職員の押印の公文書の職務権限の行使の通知(資料2)から、存否情報としながら、「3 注意事項」の葉書で「必ず連絡願います。」して、既に、厚生労働省が、事件番号等を明記しており、行政文書の存在(いわゆる存否情報と、請求人氏名、連絡先等)は、既に、明らかとなっている訳だから、処分庁は原処分において、法について、恣意的な運用等を行って、数多くの行政文書を、不当に隠ぺいしている事が自然である。

国民から、このように厚生労働省の個人情報等のデタラメな管理からの、処分庁による職務の、不当な隠ぺい等は、塩崎厚生労働大臣の職務怠慢からの当然であって、また監督責任があるとされて自然である。

※ 保有個人情報開示請求書があるという考え方は、法について、本件のように、処分庁の恣意的な運用で、行政文書を開示しないという行政文書の、不当な隠ぺいからも認められないものである。

イ 処分庁は、原処分(資料1)において、法について、恣意的な運用等を行って、行政文書を、不当な隠ぺいとは、塩崎国務大臣の分担管理の厚生労働省において、平成25年特定月日処分、続く平成2

6年特定月日決定書，続く「事件番号 特定番号」という一連の案件に関わる個人情報等の管理等で，例えば存否情報について，厚生労働省の職務において，適正な管理等がされているはずが，厚生労働省労働保険審査会会長の職務権限の行使から，事件番号等を，厚生労働省が記載の葉書で「必ず連絡願います。」としており，これでは，存否情報等の個人情報等は万全に安全管理されていると言えないわけだから，国民から，塩崎厚生労働大臣の職務の怠慢，及び監督責任で自然な，不適正な個人情報等の管理によるものとなっている。同様に，厚生労働省労働保険審査会会長の職務の怠慢，及び，重大な過失で自然という，また，くり返される厚生労働省の，不適正な個人情報等の管理によるものとなっている，で自然である。

もはや，国民から，塩崎厚生労働大臣と，厚生労働省労働保険審査会会長は，職務において，個人情報等の管理等について，著しく信頼に関わる事案とされて自然である。

国民は，また厚生労働省で個人情報等の事案か，で自然であって，もう，こういう実態を知った方がいい。

厚生労働省労働保険審査会において，平成25年特定月日処分，続く平成26年特定月日決定書に関わる個人情報等は，法のいう存否情報等に該当する程度に，法律上に適正かつ厳正に厚生労働省では管理されていないで自然で，あるいは，又は慣行として公，等である。

厚生労働省労働保険審査会会長の労保会収特定番号平成27年特定月日A（資料2）において，「3 注意事項 ②審理の出欠については，同封の葉書により～必ず連絡願います」として，公文書を持って，通知して，葉書で，請求人に，個人情報等の開示をさせていることである。

この葉書による連絡は，法令による規定か，あるいは，慣行と思われるが真偽不明である。

厚生労働省労働保険審査会会長の労保会収特定番号平成27年特定月日A（資料2）において，「3 注意事項 ②審理の出欠については，同封の葉書により～必ず連絡願います」としている。

この同封という葉書（資料3）には，1）【事件番号】・2）請求人氏名・3）【内容が，平成27年特定月日Bの『審理』に出席すること】・4）【内容が，労働保険審査会（東京）で行われること】・5）【出席者全員の氏名を記載すること】・6）【請求人の氏名と電話番号を記載すること】という個人情報等を，「葉書で労働保険審査会に連絡するように労働保険審査会会長が職務で通知（資料2）していることである。

厚生労働省が、本件の存否情報等を不開示の理由とするならば、法から、厚生労働省の個人情報等、存否情報等について、万全の、適正かつ厳正な個人情報の管理、安全管理等とは、当然に言えないことから、本件は無効で当然な、不当な行政文書の隠ぺいである。

仮に、労働保険審査会会長が、職務で通知（資料2）の葉書とは、連絡する個人情報等を、容易に、他人に見られる訳であるが、労働保険審査会会長が、職務で通知（資料2）の葉書の連絡という、極めて重要な個人情報等の連絡方法について、労働保険審査会会長は、職務において、葉書による個人情報等を安全管理する体制等をしていないという重大な過失に基づく平成27年特定番号決裁書となっている。

厚生労働省労働保険審査会会長の労保会収特定番号平成27年特定月日A（資料2）において、労働保険審査会会長は職務権限の行使として「3 注意事項 ②審理の出欠については、同封の葉書により～必ず連絡願います」としながら、では、万が一に、葉書（資料3）による個人情報の安全管理をする体制等は記載されておらず、かつ厚生労働省において、葉書という通常ではあり得ない個人情報の連絡からの個人情報の相談窓口等の記載もされていない。

このことから、請求人氏名、電話番号、平成25年特定月日処分、続く平成26年特定月日決定書、続く【事件番号 平成27年特定番号】、【労働保険審査会による審理】、【請求人氏名、電話番号】等という、一連の案件に関わる、厚生労働省の個人情報等は、万全の体制の管理、安全管理とは言えず、労働保険審査会会長の、葉書によって、少なからず個人情報は開示されているもので当然である。

何故なら、仮に、ある銀行が、銀行の大事な暗証番号を「葉書」で通知が自然であるなら、この銀行の個人情報等の管理体制をどう思われるかであって、国民から、厚生労働省労働保険審査会会長の職務からして、このような葉書で「必ず連絡願います」であるから、厚生労働省労働保険審査会会長の職務怠慢で、かつ重大な過失で自然であって、このような職務の労働保険審査会の裁決書であって、塩崎厚生労働大臣の個人情報等の管理体制等の重大な職務怠慢と、監督責任で自然である。

処分庁が、原処分（資料1）から、法5条1号から、8条による不開示（個人による情報から、存否情報の不開示等）としながら、厚生労働省労働保険審査会会長の労保会収特定番号平成27年特定月日A（資料2）において、労働省労働保険審査会会長は職務権限の行使として「3 注意事項 ②審理の出欠については、同封の葉書により～必ず連絡願います」であって、葉書（資料3）に個人情報

等を記載であって、また同通知に、葉書の記載による個人情報等の安全管理をする体制等は記載されておらず、これでは厚生労働省は、国民に、万全の個人情報等の管理体制とは言えないものが実態で、厚生労働省労働保険審査会会長の職務に、職務怠慢と、重大な過失を含むものが、処分庁の不当な原処分（資料1）で自然である。

上記から、処分庁の、原処分は、国民から、厚生労働省の個人情報の管理等について、厚生労働省労働保険審査会会長の職務権限の行使について、職務怠慢で、かつ職務に重大な過失で自然であり、また塩崎厚生労働大臣の職務怠慢で監督責任で自然である。

国民から、厚生労働省の労働保険審査会会長という幹部職員の職務ですら、職務権限の行使から個人情報の管理等で、常識では考えられない葉書など、またやったのか（仮に、銀行の暗証番号を葉書で通知が厚生労働省の職員は自然であるのか、「また、塩崎厚生労働大臣自身も職務怠慢で監督責任がない判断なら、仮に、葉書で、銀行の暗証番号の通知は自然か」で自然である。

処分庁は、特定月日処分、決定書について、既に、労働保険審査会会長の職務権限の行使から葉書の個人情報の内容は、開示されているものとして、不当な不開示決定では無く、行政文書の「部分開示」をしなければならない。

本件の部分開示の根拠は、塩崎厚生労働大臣の職務怠慢で監督責任と、厚生労働省労働保険審査会会長という幹部職員の職務怠慢と職務の個人情報等の管理体制に重大な過失にある、で自然である。

国民から、厚生労働省の万全と言えない個人情報等の事案は、塩崎厚生労働大臣の職務怠慢と監督責任、及び労働保険審査会会長の職務怠慢と、職務の重大な過失、及びこのような労働保険審査会の裁決書であって、【厚生労働省が、個人情報等で、またやったのか】、で自然である。

処分庁は、原処分（資料1）において、法について、恣意的な運用等を行って、行政文書を、不当に隠ぺいで当然で、行政文書開示が当然である。

（資料省略）

（2）意見書

厚生労働省は、原処分において、厚生労働省職員（労働保険審査会会長、また処分庁）は、法について、厚生労働省労働保険審査会会長の職務の行政文書（甲1号証：労保会収特定番号平成27年特定月日）の事実からも、法の恣意的な解釈等の運用（甲1号証：労働保険審査会会長は、請求人から、厚生労働省労働保険審査会宛に、原処分に関連する、法の8条の「行政文書の存否に関する情報」の内容について、同封の葉

書による連絡としておりながら、原処分が、相反する不開示とした理由（法の8条）で、不開示決定としている。

厚生労働省労働保険審査会会長は、一般的には、封書によらず、原処分の、法の8条の「行政文書の存否に関する情報」に該当する内容について、敢えて、同封の葉書による連絡と通知（甲1号証）しながら、一方では、原処分において、法の8条により、不開示決定としており、これでは塩崎厚生労働大臣の理由説明書は、法の恣意的な解釈等の運用からの、一貫性の無い、一時的な、理由説明書の域で、破綻している、とされて自然である。

塩崎厚生労働大臣の理由説明書の論理では、原処分の、不開示とした理由の、法の8条について、相反する労働保険審査会会長の職務の、原処分の、不開示とした理由の8条に該当するほどの内容を、一般的な、封書によらず、敢えて、同封の葉書（甲1号証）としていることの、説明が出来ていない。

これは、塩崎厚生労働大臣が理由説明書から、法から、原処分の、2不開示とした理由で、8条の規定としながら、相反する、労働保険審査会会長の、法の8条に違法行為等の職務があった、と認めている、で当然である。

一般的に、国の行政機関の、理由説明書では、探索が行われるが、探索をすると、（甲1号証）の事実が確認されて、不開示とした法の8条の規定について、検討されることは、自然である。

しかしながら、塩崎厚生労働大臣の理由説明書の論理では、探索をすると、関連する（甲1号証）の確認から、法から、塩崎厚生労働大臣の理由説明書は破綻して崩壊しており、これでは、仮に、恣意的に、探索をしない、とされて自然である。

厚生労働省は、原処分で、法の、不開示とした理由が、恣意的で、かつ一貫性も無く、決定されて運用されていることから、塩崎厚生労働大臣は、理由説明書の2諮問庁としての考え方【本件対象文書の存否を明らかにしない】として、3理由から、法5条1号から【法8条の規定に基づき】としている理由説明書では、では法の、労働保険審査会会長の職務（甲1号証）について、説明ができず、これでは、仮に【また厚生労働省が、塩崎厚生労働大臣が説明も出来ない、個人情報等の事案を起こした】と国民からされて自然である。

塩崎厚生労働大臣の理由説明書は、厚生労働省で（甲1号証）の事実がありながら、法の8条が、恣意的に、解釈等されて、運用だから、法の8条の不開示決定の説明が出来ていないで自然となっている。

塩崎厚生労働大臣の理由説明書では、原処分の、法の、不開示決定の、8条の該当する内容について、労働保険審査会の同封の葉書の通知の職

務（甲1号証）とは、法から、審査会が、前例として、適法なのか、労働保険審査会会長の、法の違法行為等（甲1号証）なのか、であって、審査会は、原処分の、法の8条の内容の関連の探索を行い、法の8条に該当する内容が、同封の葉書の通知の職務（甲1号証）が、法の適法なのか、どうか、審理が必要である。

もはや塩崎厚生労働大臣では、法の8条の判断すら出来ない程度の理由説明書の域（行政機関の職務の、法に相反する、関連する片方だけしか説明できず、この程度の理由説明書だけでは、とても、法の、理由説明書の域になっていない）と成り下がっており、これは、国民からの、国の行政機関の信頼として、原処分の、法の8条に該当する、内容について、これが、同封の葉書の通知の職務（甲1号証）があった訳だが、原処分とは、法の適法なのか、では、同封の葉書（甲1号証）は、法の違法な事案だったのか、情報公開・個人情報保護審査会の答申は、国の行政機関の個人情報等の信頼の事案である。

何故なら、国民は、今後はかかる事態が生ずることのないよう、国の行政機関の幹部職員から、文書で、通知されても、法の8条に規定に該当する内容は、同封の葉書では、連絡をしない、という、前例となるからである。

審査会の、答申から、あるいは、法の8条に規定する内容でも、国の行政機関からの、同封の葉書で、連絡をする、ことが、一般的であるか、ということである。

厚生労働省では、既に、原処分の、法の8条に該当する内容としながら、厚生労働省では、同封の葉書（甲1号証）は、法の8条に該当する内容を記載となっている。

塩崎厚生労働大臣の理由説明書では、3理由（2）から「特定個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきである」と請求人には主張をするが、では同様に、労働保険審査会会長に指示等が出来ない（国务大臣から、指示等の有無は、今後、行政文書開示する予定）のでは、国民から、塩崎厚生労働大臣の理由説明書などは、破綻して、崩壊している、で当然である。

（同様に、法の8条について、相反する職務でも運用等出来るのが厚生労働省では、理由説明書3（3）の、不当等は、当然のことである）これは、5法1号だけの不開示決定の審査請求ではない。

ア 法5条（行政文書の開示義務）1号から、法8条の規定について

塩崎厚生労働大臣は、平成28年（行情）諮問532号について、理由説明書 3理由から、【本件審査請求は、特定個人にかかる労災保険給付に関する書類の開示を求める】としている。

また、塩崎厚生労働大臣は、理由説明書 3理由から、

- ① 【本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで】，
- ② 【当該個人にかかる労災保険請求給付の請求が行われた事実の有無が明らかとなり】

として、「法5条1号」に規定する不開示情報としている。

また、塩崎厚生労働大臣は、理由説明書の3理由から【こうした事実の有無は、慣行として公にされ】について、【情報とは認められない】となっている。

請求人は、現在、探索中であるが、理由説明書の3理由の、【本件審査請求は、特定個人日課ル労災保険給付に関する書類の開示を求める】についての行政文書は、ほぼ、全てが封書となっており、厚生労働省労働保険審査会長（甲1号証）からの葉書（甲1号証）、（塩崎厚生労働大臣は、理由説明書の3理由から、①【本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで】，②【当該個人にかかる労災保険請求給付の請求が行われた事実の有無が明らかとなり】についての内容を記載して、封書ではなく【同封の葉書】（甲1号証）は、厚生労働省労働保険審査会長の職務行為の法5条1号イの「慣行」と認められて自然である。

（あるいは、仮に、慣行でなくても、審査の事前の段階（日付）で、法の、上記①，②の該当の記載の不開示に関連する事項について、労働保険審査会会長は【同封の葉書により～必ず連絡願います】（甲1号証）としている）

塩崎厚生労働大臣は、理由説明書、2諮問庁としての考え方から【本件対象文書の存否を明らかにしない】としているが、関連する事項について、実情は、塩崎国務大臣の分担管理の、厚生労働省労働保険審査会会長の押印の職務権限の行使の通知（甲1号証）について、「3注意事項」の【同封の葉書】で「必ず連絡願います。」して、厚生労働省労働保険審査会長からの、審理の、事前の段階（日付）での、「同封の葉書」（甲1号証）の記載の内容は、

- ③【事件番号】の名称等、
- ④その【事件番号】の請求人氏名
- ⑤その【事件番号】の【審理の日付】
- ⑥その【事件番号】の【出席、欠席について】
- ⑦その【事件番号】の【出席者全員の氏名】
- ⑧その【事件番号】の【請求人の電話番号】

等々について、請求人に、送付等の、一般的な、封書ではなく、厚生労働省労働保険審査会会長の職務の「慣行」（あるいは、慣行では無いかもしれないが）として、上記の③～⑧の内容を、審査の事前の段階（日付）で、既に、同封の葉書で、法の8条に該当の記載の

内容を明らかにしていることで自然である。

塩崎厚生労働大臣の理由説明書の考え方では、同封の葉書（甲1号証）の記載の内容が、厚生労働省の不開示に該当する個人情報管理等として、仮に、適正といならば、ならば、では、国民の大切な年金等の通知等の記載の内容も、葉書をして通知、連絡等も、個人情報管理等として、適正でなければならない考え方となっており、これでは、国民から、仮に、「また、あの厚生労働省で、個人情報等の事案があった」とされて自然である。

（仮に、一般的に、ある銀行が、顧客等の、大事な暗証番号等を「葉書」で通知が、自然であるなら、この銀行の個人情報等の管理体制を社会的に、どう思われるかであって、同様に、国民から、厚生労働省労働保険審査会会長の職務（甲1号証）からして、このような法の8条に該当する内容が、同封の葉書で「必ず連絡願います」であるから、厚生労働省労働保険審査会会長の職務怠慢で、かつ重大な過失で自然で、このような職務の労働保険審査会の裁決書であって、塩崎厚生労働大臣の個人情報等の管理体制等の重大な職務怠慢と、監督責任で自然である）

国民から、塩崎厚生労働大臣は、また厚生労働省が個人情報等の漏洩等のおそれのある事実（甲1号証）について、塩崎厚生労働大臣は、理由説明書 3理由として、

- ①【本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで】、
- ②【当該個人にかかる労災保険請求給付の請求が行われた事実の有無が明らかとなり】としながら、

実情は、上記①及び②の記載の内容を、審査の事前に、既に、同封の葉書（甲1号証：上記③～⑧の内容を記載する）では、上記の①及び②の、記載の内容等が、第三者で、知り得て、自然であるとしていることは、つまり、同封の葉書での記載の内容が、塩崎厚生労働大臣の理由説明書の、法の8条に該当するならば、労働保険審査会会長の職務（甲1号証）が、法の違法行為等で自然である。

塩崎厚生労働大臣は、理由説明書からは、法において、法の8条の不開示決定から労働保険審査会会長の職務行為（甲1号証）の、法の8条に該当する内容を記載の同封の葉書（上記③～⑧の内容を記載）は、法の、違法行為等で自然と断定しており、これでは、国民からは、塩崎厚生労働大臣の監督責任で自然である。

塩崎厚生労働大臣の、この「理由説明書」は、法について、実情は、厚生労働省は、行政機関として、法の、恣意的な、解釈等から運用で、一貫性が著しく不足から、その場限りの論理の、恣意的な行政文書の不開示決定であって自然で、厚生労働省職員の労働保険審査

会会長の職務（甲1号証）で、理由説明書の、法の8条に関連して、該当する不開示の情報について、厚生労働省職員の労働保険審査会会長の職務において、個人情報漏洩等（同封の葉書（甲1号証）で、法の8条に該当する上記③～⑧の内容を記載）で自然な事案があった、という理由説明書で、自然である。

塩崎厚生労働大臣の理由説明書の主張は、法の8条から、不開示の決定としており、これでは、労働保険審査会会長の職務（甲1号証）について、法の8条に、関連する、該当する事項について、上記の③～⑧の内容を記載の、同封の葉書（甲1号証）で連絡とは、労働保険審査会会長の職務が、法の違法行為でした、として、塩崎国務大臣の職務に、監督責任があることを、塩崎国務大臣自身が主張するもので、自然となっている。

何故なら、国民が、仮に、塩崎厚生労働大臣自身の理由説明書の主張と、労働保険審査会会長の同封の葉書（甲1号証）を、一緒に比較すると、【あの厚生労働省が、個人情報等で、またやったのか】、で自然である。

これでは、国民から、塩崎厚生労働大臣は、請求人に、「理由説明書」を主張するが、では同様に、労働保険審査会会長には、指示等が出来ない程度（監督責任等）という、本当に情けない、塩崎厚生労働大臣の「理由説明書」となっており、もはや、理由説明書は、法から、破綻して崩壊している、ことで自然となっている。

イ 塩崎厚生労働大臣は、本件開示請求から、厚生労働省の行政文書（平成27年労73号（P. 1111）から、（同盟国の米国の米軍の）「名誉ある撤退」とは「同意」として、解釈されて、運用等の、行政文書が判明された、ことから、法において、実情は、5条3項【公にすることにより～他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ】による不開示について

※塩崎厚生労働大臣の理由説明書では、法の8条の規定から不開示の決定としながら、実情は、労働保険審査会会長の（甲1号証）から、法の8条の事項の内容は、同封の葉書で連絡の程度の扱いとしている。

このことから、塩崎厚生労働大臣の理由説明書は、原処分の、「不開示とした行政文書の名称」の②について、法の8条だけでは無く、塩崎国務大臣が分担管理の厚生労働省では、米国について、国の行政機関として、法の5条3項から、不開示決定としていることで自然である。

不開示の理由を5条1項、法の8条としているが、厚生労働省職員の職務から、（同盟国の米国の米軍の）「名誉ある撤退」とは「同意」

として、解釈されて、運用等をしていることの、行政文書が判明された、ことから、不開示の理由の、実情は、法5条3項による不開示とされていることについて

（何故なら、塩崎国務大臣は、分担管理の、厚生労働省の行政文書のとおり、米国に、正式に、そう言えばいい）

塩崎国務大臣の分担管理の厚生労働省において、本件開示請求書から、厚生労働省職員の職務権限の行政文書から、（同盟国の米国の米軍の）「名誉ある撤退」とは「同意」として、解釈されて、運用等をしていることの、行政文書が判明された。

（特定労働基準監督署の原処分 of 教示内用（原文ママ）等について、具体的な変更等はなく、新潟労働局労働者災害補償保険審査官、また労働保険審査会は、結果として、決定書、また裁決書は、原処分をそのまま妥当としていることから、厚生労働省において、「名誉ある撤退」とは「同意」として、解釈等からの、運用に、変更は無い）

国の対外関係事務等の行政機関である外務省（甲2号証）において、「名誉ある撤退」とは「同意」と解釈されており、運用等の、等々の行政文書は、不存在である。

塩崎厚生労働大臣の理由説明書は、法の8条の不開示の決定から、では審査会で、仮に、一部が、部分開示等となった場合について、行政文書について、何らの「探索」も無いままという、審査会の審査の以前に、既に、原処分が、同じ厚生労働省で、法に相反する職務からの片方の論理の不開示の説明ばかりの理由説明書は、該当する行政文書の探索すら無いという、仮に、審査の結論を事前に決めている様な理由説明書で、法に、不適正な、理由説明書としている。

（資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成28年4月29日付け（同年5月2日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年6月3日付け（同月6日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法8条の規定に基づき本件対象行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、特定個人に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）に基づく労働者災害補償保険給付（以下「労災保険給付」という。）に関する書類である。

(2) 不開示情報該当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」としている。

また、法は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めており、その際、請求者がだれであるかは考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、第三者からの開示請求と同様に、特定個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

本件審査請求は、特定個人に係る労災保険給付に関する書類の開示を求めるものであり、本件対象行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人に係る労災保険給付の請求が行われた事実の有無が明らかとなり、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなる。

また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、法8条の規定に基づき、本件対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものである。

(3) 審査請求人の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「処分庁は（中略）「法」について、恣意的な運用等を行って、行政文書を、不当に隠ぺいしている」と主張する。

しかしながら、(2)で述べたとおり、本件審査請求については、法8条の規定に基づき、本件対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであることから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年10月3日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年12月12日 審議
- ⑤ 平成30年1月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であり、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人に関し特定労働基準監督署長へ労災保険給付の請求が行われた事実及び当該労災保険給付の請求に関する処分について審査請求が行われた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、このような存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとはいえず、そのような性質を有するものとも考えられないことから、同号ただし書イに該当せず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件存否情報を何人にも開示することが必要な情報であるとする事情も認められないことから、同号ただし書ロに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

開示請求人が、特定労働基準監督署へ労災請求した件における、

- 1 特定労働基準監督署長の平成25年特定月日原処分について、署名押印をした国家公務員の官職氏名が記載の行政文書の全部（但し、署名押印をした国家公務員の官職氏名が記載の行政文書の他は除く。また、職務から、原処分の署名押印をした国家公務員の全員の官職氏名）。
- 2 平成26年特定月日決定書から、原処分を事実誤認と認定したことから、原処分の職務権限の当事者、または関係者について、何らかの聴取等から署名押印等の（いわゆる第〇号証等）行政文書（国家公務員の職務権限の行為の事実誤認による処分等を含む）の全部。
- 3 平成26年特定月日決定書について、参与の全員が棄却の署名押印等をした氏名が記載の行政文書の全部（但し、参与の全員（数枚で全員の氏名を含む）が棄却の署名押印等をした氏名を記載の行政文書の他は除く。）。